

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

( 新設 )

			資料番号	1	担当課	砂防課
法令名	砂防法	根拠条項	22条	不利益処分の種類	砂防工事に必要な土石等の供給命令	
<p><b>法第二十二條</b> 砂防工事ノ為必要ナルトキハ都道府県知事ハ管内ノ土地若ハ森林ノ所有者ニ命シ補償金トシテ時価相当ノ金額ヲ下付シテ其ノ所有ニ係ル土石、砂礫、芝草、竹木及運搬具ヲ供給セシムルコトヲ得但シ時価ニ関シテ協議整ハサルトキ又ハ所有者不明ナルトキ若ハ其ノ所在不明ナルトキハ都道府県知事ハ相当ト認ムル金額ヲ供託シテ本条ノ供給ヲナサシムルコトヲ得</p> <p><b>砂防法施行規程</b></p> <p><b>第六條</b> 砂防法第二十二條 (同法第三條ノ二ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ依リ都道府県知事ニ於テ土石、砂礫、芝草、竹木及運搬具ノ供給ヲナサシムルトキハ少クモ五日前ニ其ノ供給セシムヘキ物件ノ種類、数量及補償金額等ヲ其ノ所有者ニ通知スヘシ若シ其ノ所有者不明ナルトキ又ハ其ノ所在不明ナルトキハ物件所在地ノ市町村長ニ通知スヘシ</p>						